



公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

大館市長 石田 健佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期	備考
集 R3-116	大館市岩瀬字外蛭沢 3 0 番 1	82/189	山林	0.12	R24.3.31	
	大館市岩瀬字外蛭沢 7 3 番	82/115		0.11		
	大館市岩瀬字内蛭沢 6 5 番 5 2	83/86		0.25		
	大館市岩瀬字下蛭沢 7 6 番 8 0	84/20		0.15		
集 R3-117	大館市山田字石仏沢 4 5 番 1	95/38,39		0.11		
	大館市山田字道下 1 3 番	96/248		0.02		

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。